

(10) すいか

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2~4t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの		
化学肥料低減技術	① 肥効調節型肥料施用技術 ② 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 9.2kg/10a以下	13.1kg/10a
化学農薬低減技術	① 生物農薬利用技術 ② 対抗植物利用技術 (センチュウ、つる割病等) ③ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ④ 天然物質由来農薬利用技術 ⑤ 被覆栽培技術 (雨よけ、トンネル資材等) ⑥ フェロモン剤利用技術(オオタバコガ等) ⑦ マルチ栽培技術 ⑧ 機械除草技術	化学農薬使用回数(成分数) 16回以下	22回

【その他留意事項】

- 病害抵抗性台木苗の導入や雨よけ栽培(トンネル被覆)により病害の発生を抑制する。